

地方公営企業と水道料金について

1 水道の法令上の目的

【水道法】

第1条（この法律の目的）

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、**清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること**を目的とする。

2 水道の経営（管理）主体

【水道法】

第2条の2（責務）

地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たつては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

第6条（事業の認可及び経営主体）

2 水道事業は、**原則として市町村が経営するもの**とし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

3 地方財政法上の公営企業

【地方財政法】

一般会計から分離し、
独立採算制の原則が適用

第6条（公営企業の経営）

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

【地方財政法施行令】

第46条（公営企業）

法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 . . .
- 十三 公共下水道事業

4 地方公営企業法の適用事業

【地方公営企業法】

第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 . . .

2 前項に定める場合を除くほか財務規定等は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

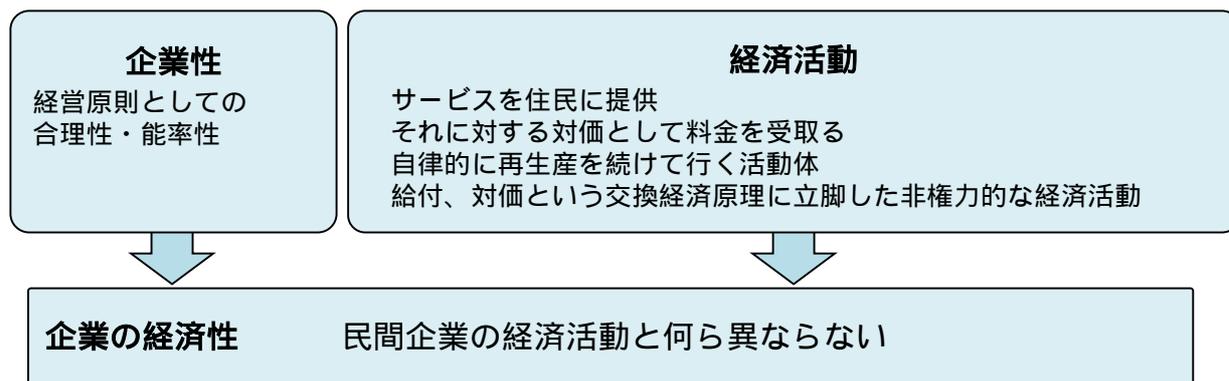
3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例又は広域連合で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

5 地方公営企業法における経営の基本原則

【地方公営企業法】

第3条（経営の基本原則）

地方公営企業は、常に**企業の経済性を発揮する**とともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進する**ように運営されなければならない。



6 地方公営企業法の経費負担の原則

【地方公営企業法】

第17条の2（経費の負担の原則）

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適

当でない経費



公共の消防の用に供する経費並びに公共施設に水道を無償で供する経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**

7 地方自治法における使用料に関する規定

公の施設の利用にかかる使用料に関する規定

「公の施設」の中には地方公営企業法の適用を受ける水道事業も含まれる

公営企業が徴収する「料金」も本条の「使用料」の一種である

使用料に関する事項は条例で定めなければならない（法第96条 第4号）

条例で定める内容：金額、徴収の時期、方法、減免の方法等

【地方自治法】

第225条（使用料）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

8 地方公営企業法に基づく料金徴収の根拠

料金徴収の根拠の定め **公営企業の給付** 「水道事業の水道水」

「給付について」とは給付に対する対価

地方公営企業の料金の徴収は事業管理者の権限（地方公営企業法第9条第9号）

料金のあり方の基本原則

公正妥当なものであること

原価主義に基づくものであること

企業の健全な運営を確保するに足りるものであること

【地方公営企業法】

第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

9 - 1 水道法に基づく供給規程の料金設定

【水道法】

第14条（供給規程）

水道事業者は、**料金**、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、**供給規程を定めなければならない**。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における**適正な原価に照らし公正妥当なものであること**。

二 料金が、**定率又は定額をもつて明確に定められていること**。

四 特定の者に対して**不当な差別的取扱いをするものでないこと**。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 - 2 水道法に基づく供給規程の料金設定

供給規程（給水条例）の規定

料金 定めなければならない

供給規程の要件

1 公正妥当な料金

能率的な経営の下で、適正な原価に照らし公正妥当なもの
総括原価（営業費用・資本費用〔事業報酬〕）と
料金体系（適正に配分）の両方から判断

(1) 「能率的な経営の下における適正な原価」とは、必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用（事業報酬）を含むものとされ、総括原価とよばれている。

(2) 料金水準は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業の経営の責任面などから、概ね3年から5年の料金算定期間の総括原価を基にして決定される。

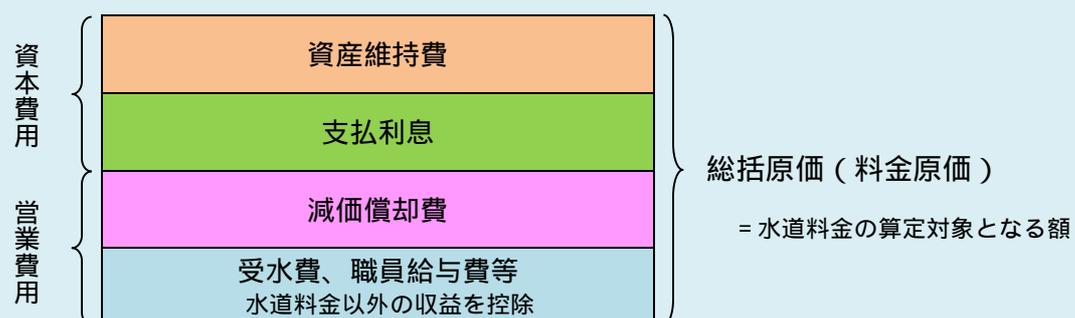
(3) 総括原価の主な算定方法は次のとおり

資金ベース方式

料金算定期間内における総資金需要量とこれに対する総資金供給量を予定し、これを基に総括原価を算定する方式。

損益ベース方式

料金算定期間内における収益的収入及び収益的支出を予定し、これを基に総括原価を算定する方式で、資金収支上の不足額は含まない。



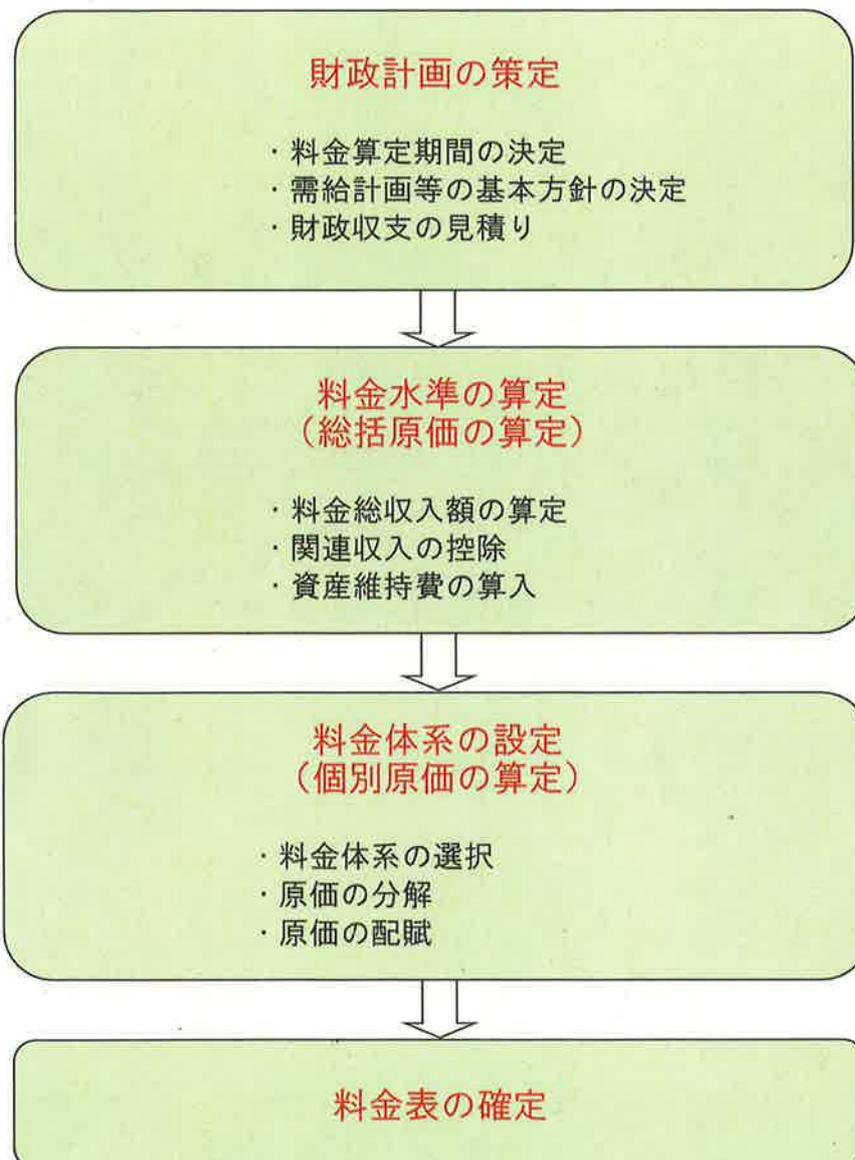
2 料金の明定性

料金：具体的数字をもって明確に定められているもの

3 差別的取扱いの禁止

合理的かつ**明確な根拠に基づいた金額**（不当な差別の禁止）

【参考：料金算定のプロセス】



10 可児市水道事業給水条例（料金関係部分抜粋）

第4章 料金、分担金及び手数料

（料金の支払義務）

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
（料金）

第26条 料金の額は、別表第1に掲げる表の区分に応じ算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

- 2 共同住宅給水装置を利用する者で申請により管理者の認定を受けたものの料金は、次の各号に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。
 - （1）共同住宅の各部屋ごとに口径13ミリメートルのメーターが設置されているものとみなし、その基本料金に相当する額に部屋数を乗じて得た額
 - （2）共同住宅の総使用水量をその部屋数で除して得た水量（その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた水量。以下「平均使用水量」という。）の水量料金に相当する額に部屋数を乗じて得た額

- （3）総使用水量と平均使用水量に部屋数を乗じて得た水量との間に差が生じた場合は、その水量に、前号の額の算定において適用した前項の算定区分のうち最も高額となる単価を乗じて得た額

3 一時的に水道を利用するときの料金は、次のとおりとする。

- （1）給水装置を利用するとき 次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）
 - イ 第1項の基本料金に水道を利用した月数（1箇月未満の端数がある場合においては、これを1箇月とする。）を乗じて得た額

ロ 第1項の水量料金の第5段の単価の2倍の額に使用水量を乗じて得た額

- （2）前号以外に利用するとき 前号ロの規定の例により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）

4 中止されている水道に係る料金は、徴収しない。

（料金の算定）

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量の認定）

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- （1）メーターに異状があったとき。
- （2）使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第 29 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 月の中途において水道の使用を開始したときにおいて、水道の使用を開始した日(以下「開始日」という。)が当該水道の使用を開始した日の属する月(以下「開始月」という。)の 16 日以後のときは開始月の翌々月分の料金から算定し、開始日が開始月の 15 日以前のときは開始月の翌月分の料金から算定する。

(2) 月の中途において水道の使用をやめたときにおいて、水道の使用をやめた日(以下「終了日」という。)が当該水道の使用をやめた日の属する月(以下「終了月」という。)の 15 日以後のときは終了月の翌月分の料金として算定し、終了日が終了月の 14 日以前のときは終了月の月分の使用水量と合わせて料金を算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 30 条 一時的に給水を受けようとする者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法等)

第 31 条 料金は、毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは、随時徴収することができる。

2 料金の納期限は、毎月の最終日とする。ただし、12 月は当該月の 25 日とする。

(分担金)

第 32 条 第 9 条第 1 項の規定により給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の承認を受けた者は、次の各号に掲げる分担金を納付しなければならない。

(1) 給水装置の新設の場合 別表第 2 に定める額

(2) 給水装置の改造の場合 口径を増した後の口径に係る前号により算出した額から口径を増す以前の口径に係る同号により算出した額を控除した額

2 市内における公共的事業等により住宅等を移転したことに伴い給水装置を撤去し、新たに給水装置を新設し、引き続き水道を使用する場合において、移転前の給水装置のメーターの口径と同口径以下の給水装置を新設した者は、前項の規定にかかわらず分担金を免除する。ただし、移転前の給水装置のメーターの口径を超えた口径の給水装置を新設したときは、前項第 2 号の例による。

(手数料)

第 33 条 手数料は、別表第 3 に定める区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。

(料金等の軽減又は免除)

第 34 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

別表第1（第26条関係） 【表中 上段が現行 / 下段がH31～消費税率改定分（8 10%）】

メーターの 口径	基本料金 （1箇月につ き）	水量料金（1箇月につき）				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
		10立方メートル まで1立方メー トルにつき	11立方メートル から20立方メー トルまで1立方 メートルにつき	21立方メートル から40立方メー トルまで1立方 メートルにつき	41立方メートル から250立方メー トルまで1立方 メートルにつき	251立方メートル 以上1立方メー トルにつき
ミリメートル 13	円 572.4 583	円 113.4 115.5	円 172.8 172.8	円 205.2 209	円 232.2 236.5	円 243 247.5
20	1,328.4 1,353					
25	2,160 2,200	205.2 209	205.2 209			
30	3,132 3,190					
40	6,372 6,490					
50	11,340 11,550	232.2 236.5	232.2 236.5	232.2 236.5		
75	24,948 25,410					
100	40,500 41,250					
150	86,940 88,550					

別表第2（第32条関係） 【表中 上段が現行 / 下段がH31～消費税率改定分（8 10%）】

給水装置のメーターの口径	分担金
13ミリメートル	196,560円 200,200円
20ミリメートル	309,960円 315,700円
25ミリメートル	997,920円 1,016,400円
30ミリメートル	1,604,880円 1,634,600円
40ミリメートル	3,051,000円 3,107,500円
50ミリメートル	4,539,240円 4,623,300円
75ミリメートル	7,822,440円 7,967,300円
100ミリメートル	12,874,680円 13,113,100円
150ミリメートル	17,668,240円 18,015,800円

別表第3（第33条関係） 【表中 上段が現行 / 下段がH31～消費税率改定分（8 10%）】

種類	区分	手数料
中止再開手数料	中止の再開1回につき	5,400円 5,500円
証明手数料	証明1件につき	300円
指定申請手数料	指定給水装置工事事業者指定申請1回につき	10,000円

11 地方公営企業会計制度について

公営企業会計は、経営成績や財政状態を明瞭に示すため、**損益計算書**や**貸借対照表**などの**財政諸表**を作成することになっています。

公営企業会計は、一般会計（及び特別会計）に比べ、発生主義と現金主義、複式簿記と単式簿記など様々な違いがありますが、**予算上の特徴**として、主に以下の点で相違があります。

2本建ての予算

減価償却費
(非現金支出)

補てん財源

(1) 2本建ての予算

一般会計の予算は、全ての現金収入や支出（現金（資金）収支）を1本の予算で管理していますが、**公営企業会計の予算は、経営状況等を明瞭に示す**観点から**2本建て**になっています。

ア) 収益的収支（損益取引となる現金及び非現金収支）

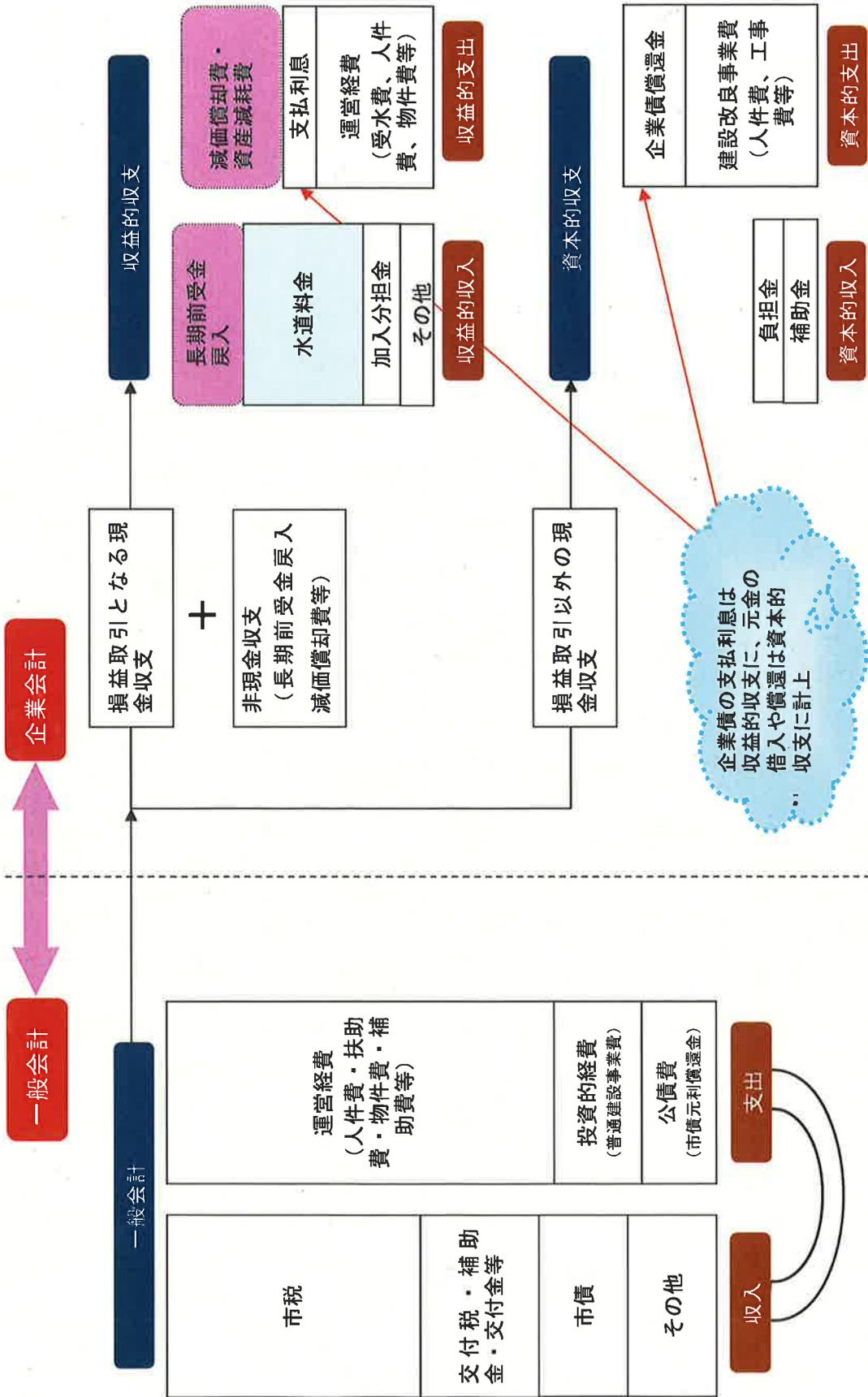
経営状況を表すため、損益取引すなわち全ての「**収益**」や「**費用**」に当たるものを計上し、非現金収支を含みます。

イ) 資本的収支（損益取引以外の現金収支）

「**収益**」や「**費用**」に当たらないものとして収益的収支に計上しない**企業債の借入や償還、建設改良費などの現金収支**を計上しています。

なお、資本的収支は、民間企業の場合には企業内部管理用の予算ですが、公営企業では議決対象であり明示することが義務付けられています。

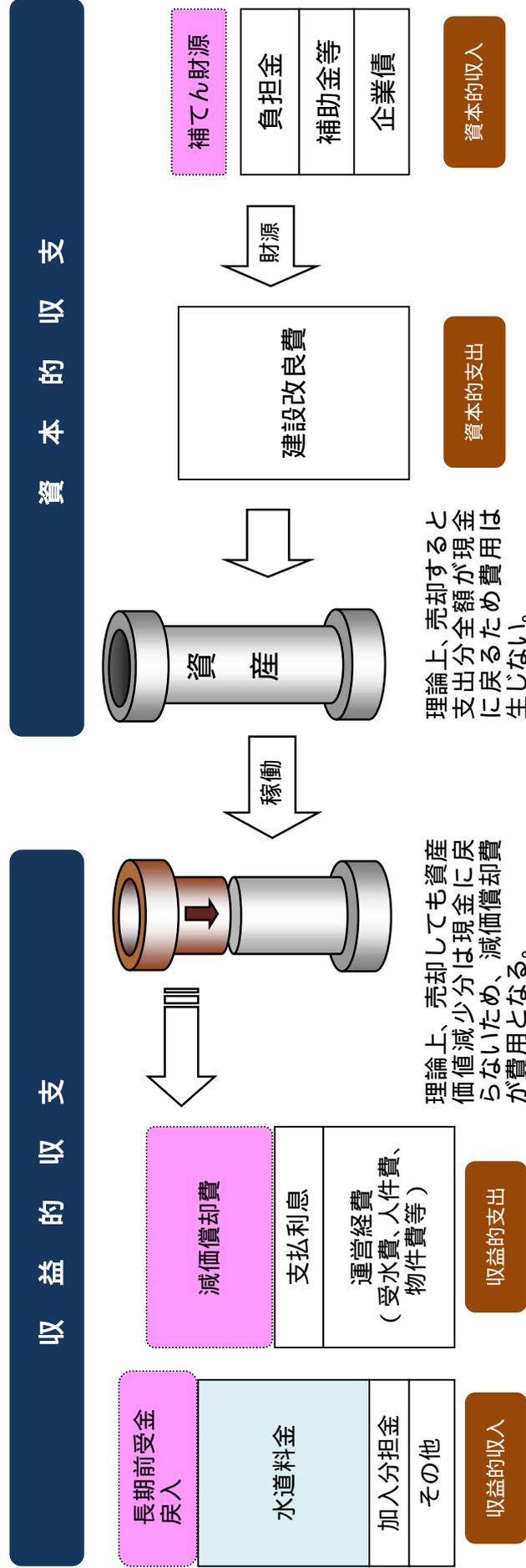
例えば、企業債の元金分の借入や償還は現金が動きますが、収益や費用と捉えずに資本的収支に計上し、支払利息は費用として収益的収支に計上しています。



(2) 減価償却費（非現金支出）

建設改良費は、資産を取得した段階では費用とみなさず一旦資本的支出に計上し、将来に資産価値が減少していく段階で減価償却費（非現金支出）として費用になり、耐用年数で按分して収益的収支に計上されます。

減価償却費はどこかに現金を支払うのではなく、資産価値減少分を費用とするものですが、この費用は一旦は現金支出したものであり、また将来必要となる更新経費のために、減価償却費相当額を内部に留保し、補てん財源としていくものです。（次節で説明）



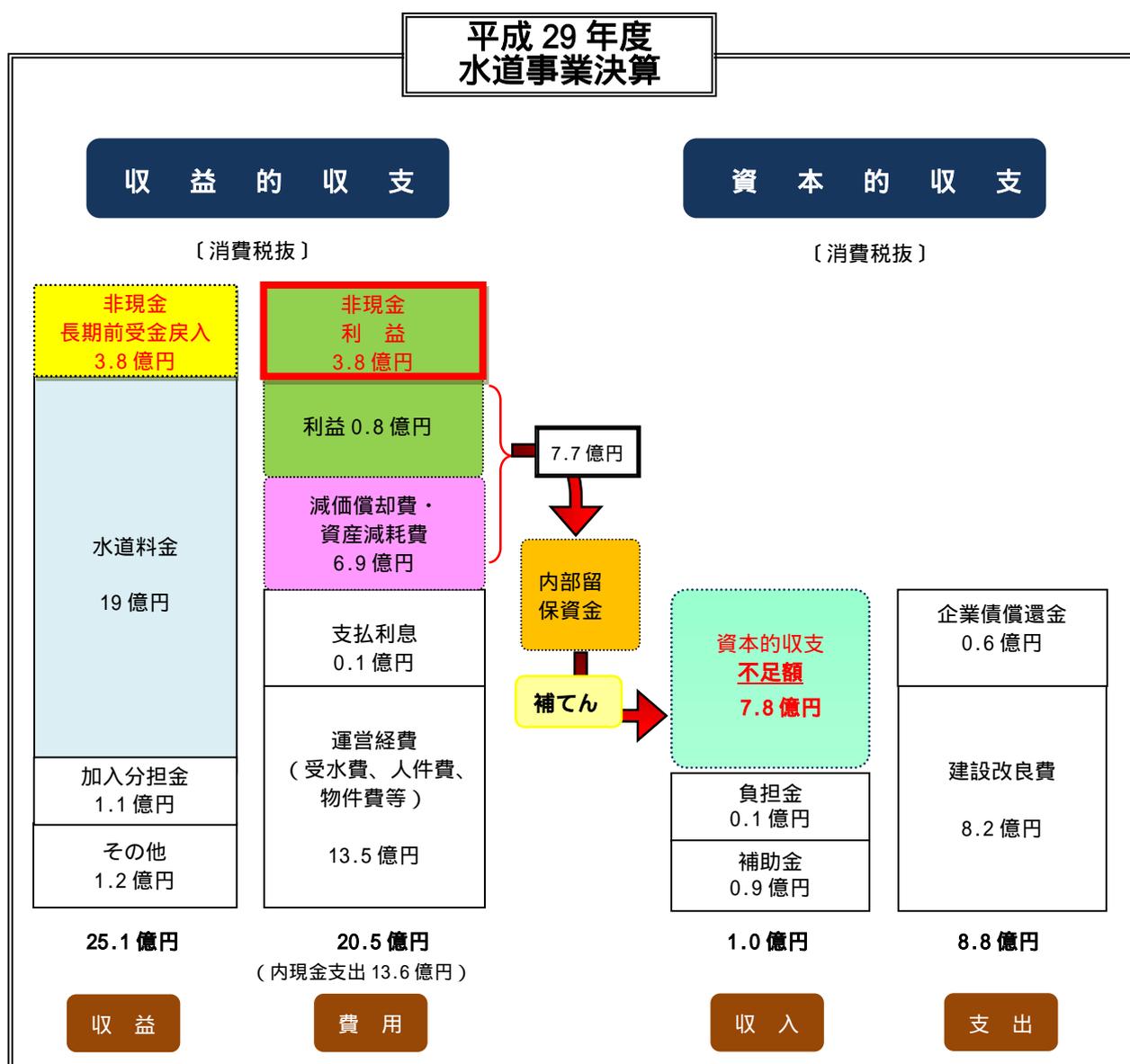
(3) 補てん財源

資本的収支の工事費などは、水道料金で賄っていますが、**水道料金は全て収益として収益的収支に計上し**、資本的収支には計上しないため、収益的収支には、現金に余剰が生じる一方で、**資本的収支には現金に不足が生じる**こととなります。

このため、水道料金で工事費などを賄っていくことを、**資本的収支の不足額を収益的収支の財源で「補てん」**するという形で表すこととなります。

この**補てん**に使用できる**水道料金**は、収益的収支の現金収入から人件費や物件費などの現金支出を除いた部分であり、**減価償却費（非現金支出）**や**単年度利益**などに相当する**内部留保資金**にあたります。

「水道料金」には、加入分担金など現金収入を含みます。総括的に「水道料金」と表記しています。



税抜計上し、単年度決算イメージで作成しています。